

利用規定

 外貨預金、保険、投資信託および金融商品仲介取扱商品は元本を下回るおそれのある商品です。お申込前に以下をご覧ください。

- > [外貨預金についてはこちら](#) 
- > [投資信託についてはこちら](#) 
- > [金融商品仲介についてはこちら](#) 
- > [保険についてはこちら](#) 
- > [Eco通帳規定はこちら](#) 
- > [Eco通知規定はこちら](#) 
- > [印鑑レス口座取引規定はこちら](#) 
- > [APIサービスについてはこちら](#) 
- > [APIサービス（口座振替登録連携）についてはこちら](#) 
- > [三菱UFJカードの登録にあたっての同意事項、注意事項についてはこちら](#) 
- > [三菱UFJダイレクトAPIサービス（三菱UFJ eスマート証券連携）についてはこちら](#) 
- > [三菱UFJダイレクトにおける各種手続き利用規定についてはこちら](#) 

三菱UFJダイレクト利用規定

第1条 三菱UFJダイレクト

1. 三菱UFJダイレクトとは

三菱UFJダイレクト（以下、「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下、「お客さま」といいます）が電話機・パーソナルコンピューター（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続および閲覧可能な当行所定のOSおよびブラウザを備えた端末（スマートフォンやタブレット端末等）を含みます）等を通じて、電話やインターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます（以下、電話機を通じた電話による取引を「テレフォンバンキング」、パーソナルコンピューター等の端末機を通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」といいます）。

本サービスで依頼できる取引は当行ホームページ等にて掲示しますので、内容をご確認ください。

2. 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。

3. 利用対象者

- (1) 利用対象者は、本サービスのご契約をいただいた個人のお客さまに限ります。なお、取引によっては未成年のお客さまはご利用いただけない場合があります。

(2) テレフォンバンキングで当行所定のお取引を行う場合は、別途事前申込が必要です。また、第2条第6項に定めるワンタイムパスワードを利用しているお客さまは、テレフォンバンキングの当行所定のお取引をご利用いただけません。ただし、当行が別途利用を認めた場合はこの限りではありません。

(3) 利用対象者は、犯罪収益移転防止法に基づくご本人さま確認のお手続きが完了しているお客さまに限ります。

4. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とし、利用時間は取引により異なります。ただし、臨時メンテナンス、システム障害等が発生した場合は、ご利用時間中であってもお客さまに予告なく、ご利用を一時停止または中止することがあります。

なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。

5. 利用限度額

本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は毎日日本時間の午前0時とします）。

このうちお客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、当行所定の書面により登録いただきます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、インターネットバンキングでも登録いただけます。

なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。

6. 利用手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の本サービス利用手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。この場合、当行は本サービス利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに、本サービスについて当行所定の方法により届け出いただく「代表口座」および第4条第2項第1号①に定める「サービス指定口座」から当行所定の日に自動的に引き落とします。

「代表口座」として届け出る口座は当行に開設したお客さま名義の普通預金（総合口座取引の普通預金口座を含みます）口座に限ります（ただし屋号付きの名義の口座は届け出できません）。

(2) 当行は利用手数料を変更する場合があります。今後、本サービスに係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当行所定の方法により引き落とします。

(3) 第1号の本サービス利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。

7. 代表口座のお届出印

お客さまが本サービスの代表口座として指定した普通預金口座のお届出印（または署名）（以下、「お届出印」と記載する場合は「お届出の署名」を含むものとします）を当行が定める取引またはお客さまが特にお申し出の取引を除き、今後発生する代表口座のお取引店の取引一切に使用します。なお、本サービス利用申し込みの時点で既に代表口座のお取引店に共通印鑑票を提出済みであり、代表口座については当該共通印鑑を使用していない場合、代表口座のお届出印を提出済の共通印鑑票に切り替えるものとします。

ただし、代表口座のお届出内容によっては提出済の共通印鑑票に切替をしない場合があります。

8. 契約成立時点

本サービスの契約は、お客さまの申し込みに基づき、当行システムへ登録した時に成立したものとします。

9. インターネットバンキングのご利用方法およびご利用中止方法

(1) インターネットバンキングのご利用にあたっては、パーソナルコンピューター等の端末機の画面上で当行所定のログインパスワード登録を行っていただきます。ただし、次項の場合を除きます。

(2) インターネットバンキングのご利用を中止する場合は、同じくパーソナルコンピューター等の端末機の画面にしたがって登録を行っていただきます。

10. 本サービスお申込み時にインターネットバンキングで使用するログインパスワードを登録されたお客さまは前項のご利用方法および第2条第3項第1号のログインパスワードの届出方法にかかわらず、本サービスのお申込直後から当行所定の取引をご利用いただけます。ただし、振込等一部の取引はご利用できません。

11. Eメールアドレスの登録

インターネットバンキング等で当行所定の取引をご利用いただくには、お客さまご自身のEメールアドレスをご登

録ください。本サービスに必要な通知をEメールで行う場合がありますので、当行からのEメールが受信できるようにしてください。本サービスをご利用の際に当行からのEメールが受信できない場合、一部サービスのご利用ができない場合があります。

第2条 本人確認

本サービスのご利用についてのお客さまの確認は次の方法により行うものとします。

1. 本サービスの利用には、次の各号に定める番号等（以下、「番号等」といいます）が必要です。本サービスの利用の際に、当行は電話・インターネット等によってお客さまから通知された番号等と、当行に登録されている番号等との一致または本人確認書類と本人容貌の一致を当行所定の方法で確認することにより本人確認を行います。本サービスの本人確認に使用する組合せは取引内容により異なる場合があります。
 - (1) ご契約番号
 - (2) 確認番号（当行が特に認めたお客さまのみご利用いただけます）
 - (3) ログインパスワード
 - (4) 代表口座のキャッシュカードの暗証番号
 - (5) 本条第5項に規定するショートメッセージ（以下、「SMS」といいます）またはEメールによるワンタイムパスワード
 - (6) 本条第6項に規定するワンタイムパスワード（本条第5項に規定するSMSまたはEメールによるワンタイムパスワードとは別に定めるものをいいます）
 - (7) 代表口座の店番及び口座番号
 - (8) 本条第7項に規定する生体認証機能及びMUFGあんしんパスにてアプリ利用端末から送信される契約者の認証データ
 - (9) その他当行所定の番号等
 - (10) 本人確認書類と本人容貌
2. ご契約番号、確認番号
 - (1) 当行は、本サービスのご契約時に、お客さまごとにご契約番号を付与します。ご契約番号は、ご契約時の書面や画面等に表示されます。また、インターネットバンキングログイン後の画面等でもご確認頂けます。
 - (2) 当行は、当行が特に認めたお客さまに対して、ご契約カードを貸与します。ご契約カードにはご契約番号等のほかに、裏面にお客さまごとに異なった確認番号表を記載します。確認番号は取引の都度、確認番号表の中から任意の数字を当行より指定します。
3. ログインパスワード
 - (1) お客さまは、インターネットバンキングのログインパスワード登録に際して、インターネットバンキングで使用するログインパスワードを届け出るものとします。ログインパスワードは生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
 - (2) ログインパスワードを変更する場合は、インターネットバンキングにて届け出てください。
4. 代表口座のキャッシュカードの暗証番号
お客さまが本サービスをご利用の際、代表口座のキャッシュカードを発行するものとします。代表口座のキャッシュカードを発行していない場合や、紛失等により代表口座のキャッシュカードの暗証番号が入力できない場合は、インターネットバンキングのご利用ができなくなります。代表口座のキャッシュカードの紛失等により生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
5. SMSまたはEメールによるワンタイムパスワード
お客さまが本サービスをご利用の際、当行は都度指定する番号（以下、「SMSまたはEメールによるワンタイムパスワード」といいます）をお客さまの届出携帯電話番号またはEメールアドレス宛に通知する場合があります。SMSまたはEメールによるワンタイムパスワードは他人に知られないように管理してください。
6. ワンタイムパスワード
 - (1) ワンタイムパスワードならびにワンタイムパスワードアプリおよびワンタイムパスワードカードについて

- ① 本サービスにおいて当行所定のお取引（以下、「ワンタイムパスワード利用対象取引」といいます）については、当行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます）にインストールして利用する専用ソフトウェア（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）または当行がお客さまに貸与する専用機器（以下、「ワンタイムパスワードカード」といいます）を利用して生成する可変パスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）が必要となります。ただし、当行は一部のお客さまに限り、ワンタイムパスワード利用対象取引について、ワンタイムパスワード以外の本条第1項に定める番号等を利用してお取引することを認めるものとします。お客さまは、ワンタイムパスワード利用対象取引において、当行所定の方法でワンタイムパスワードを生成し、インターネットバンキングの画面にしたがってお客さまがその使用するパーソナルコンピュータ等を用いて入力するものとします。ただし、ワンタイムパスワードの生成にあたり、当行は、振込等のお取引内容の情報の一部の入力を求めることがあります。
- ② ワンタイムパスワードを利用することができるお客さまは、本項第2号に規定する利用申込みの時点で日本国内に居住しまたは当行の海外居住者向けサービス「グローバルダイレクト」をご契約のお客さまのうち、本項第2号に規定する利用申込みおよび利用登録を行い、これら利用申込みおよび利用登録が完了したお客さまに限りです。以上の条件を満たさないお客さまは、本号①によりワンタイムパスワード以外の本条第1項に定める番号等を利用してお取引することを当行が認める場合を除き、本サービスにてワンタイムパスワード利用対象取引を行うことができません。
- ③ お客さまはワンタイムパスワードの利用のため本サービス一契約についてワンタイムパスワードアプリとワンタイムパスワードカードの両方を利用することはできず、そのどちらか一方のみを利用できるものとします。ただし、「グローバルダイレクト」をご契約のお客さまは、ワンタイムパスワードアプリを利用することはできず、ワンタイムパスワードカードのみの利用に限りです。
- ④ お客さまは、ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードの利用にあたって日本国の外国為替及び外国貿易法、その他の適用される輸出入関連法令及び規制、ならびに関係各国の諸法令及び規制（米国の輸出入関連法令を含みますが、これに限定されません）を遵守するものとします。「グローバルダイレクト」をご契約中のお客さまがワンタイムパスワードカードを海外で使用したり海外に持ち出したり等する場合を除き、ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードを海外で使用したり海外に持ち出したり等する場合には、お客さまの責任にて行うものとし、当行に対して一切迷惑をかけないものとします。お客さまがワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードを海外で利用したり海外に持ち出すこと等に関連して当行に損害または責任が発生した場合、当行はお客さまに対し、当該損害または責任の賠償または補償を請求することがあります。また、海外での利用や海外への持出しに関連してお客さまが第三者に損害を与えた場合、お客さまの責任および費用負担によってこれを解決し、当行に対して一切迷惑をかけないものとします。
- ⑤ お客さまは、本サービスやその他当行が提供するサービスを利用する目的に限定してワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードを利用するものとします。
- ⑥ お客さまが利用するワンタイムパスワードカードの所有権は当行に帰属し、当行はお客さまにワンタイムパスワードカードを貸与するものとします。
- ⑦ ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードの著作権等の知的財産権は当行及び当行がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードをご自身で利用される以外に譲渡等を目的に利用することはできません。当行から請求があった場合、お客さまは、すみやかにワンタイムパスワードアプリをインストールしている利用端末からワンタイムパスワードアプリを削除、またはワンタイムパスワードカードを当行に返却するものとします。
- ⑧ 当行は、お客さまが利用端末にインストールしたワンタイムパスワードアプリまたは、ワンタイムパスワードカードのプログラム及びワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードに付帯する情報の転載、複製、転送、改変及びリバースエンジニアリング等を禁止します。

(2) 利用申込みおよび利用登録

- ① ワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードによるワンタイムパスワードの利用申込みは、当行所定の書面や本サービスの所定の画面にて行うものとします。お客さまがワンタイムパスワードカードによるワンタイムパスワードの利用申込みを行う場合、当行は申込みを正常に受け付けた後お客さまのお届出住所にワンタイムパスワードカードを送付します。なお、お届出住所は「グローバルダイレクト」をご契約中のお客さまを除き日本国内に限ります。
- ② 当行が本号①の利用申込みを正常に受け付け、ワンタイムパスワードカードによるワンタイムパスワードの利用申込みの場合にはワンタイムパスワードカードを送付した後、お客さまは当行所定の利用登録を行うものとします。利用登録において、当行はお客さまから伝達された設定用番号等と当行が保有する設定用番号等との一致、または本人確認書類と本人容貌の一致を当行所定の方法で確認することにより本人確認を行います。一致した場合、利用登録が完了し、ワンタイムパスワードの利用が可能となります。
- ③ お客さまが利用登録できるワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末またはワンタイムパスワードカードは、本サービス一契約につき一つとなります。

(3) 再発行等

- ① お客さまが利用端末からのワンタイムパスワードアプリの削除等（利用端末の変更等を含みます）をした場合には、本サービスの所定の画面にて申込む方法により利用申込みを行い、本項第2号②に定める当行所定の利用登録を行う必要があります。利用登録が完了するまではワンタイムパスワード利用対象取引がご利用いただけません。
- ② ワンタイムパスワードカードは、電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなると使用できません。使用できなくなった場合、お客さまが本号③ないし⑤に定めるワンタイムパスワードカードの再発行の申込み及び利用登録を行いこれが完了するまではワンタイムパスワード利用対象取引がご利用いただけません。
- ③ ワンタイムパスワードカードのボタン押下時にワンタイムパスワードの電池残量が一定以下となった旨が表示された場合、お客さまは速やかに当行所定の書面や本サービスの所定の画面にてワンタイムパスワードカードの再発行の申込みを行うものとします。当行は再発行の申込みを正常に受け付けたときは、お客さまのお届出住所にワンタイムパスワードカードを送付します。なお、お届出住所は「グローバルダイレクト」をご契約中のお客さまを除き日本国内に限ります。この再発行手続きは無償で行うものとし、次号に定める手数料はかかりません。
- ④ ワンタイムパスワードカードが電池切れとなった場合及び故障した場合（初期不良の場合も含みます）も本号③の再発行の申込みを行うものとします。電池切れとなった場合及びお客さまの責に帰さない事由により故障した場合（初期不良の場合も含みます）は、再発行手続きは無償で行うものとし、次号に定める手数料はかかりません。
- ⑤ 本号③及び④により再発行手続きが行われた場合には、お客さまは本項第2号②に定める当行所定の利用登録を行う必要があります。利用登録の完了後は、完了前にご利用されていたワンタイムパスワードカードは利用できなくなります。
- ⑥ 利用できなくなったワンタイムパスワードカードは当行に返却、または破壊のうえ破棄してください。

(4) 手数料

ワンタイムパスワードカードの再発行にあたっては、前号で別途定める場合を除き、当行所定の再発行手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。この場合、当行は再発行手数料およびこれに伴う消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。

(5) ワンタイムパスワードの解除等

- ① ワンタイムパスワードの利用は、当事者の一方の都合でいつでも解除できるものとします。なお、本解除の効力はワンタイムパスワードの利用に関してのみ生じるものとします。また、お客さまからの解除は当行所定の書面の提出又は本サービスの所定の画面にしたがって手続きを行うものとします。
 - ② 本サービス契約が解約された場合には、ワンタイムパスワードの利用も解除されるものとします。
 - ③ お客さまについて、以下の事由が1つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、ワンタイムパスワードの利用を解除、又は一部若しくは全部停止できるものとします。
 - (i) お客さまが本規定に違反するなど、当行がワンタイムパスワードの利用の解除を必要とする相当の事由が生じたとき
 - (ii) 住所変更の届出を怠るなど、お客さまの所在が不明となったとき
 - (iii) 1年以上にわたり、ワンタイムパスワードのご利用がないとき
 - ④ 本サービス契約の解約またはワンタイムパスワードの解除の場合には、お客さまは、利用端末からワンタイムパスワードアプリを削除し、またはワンタイムパスワードカードを当行に返却もしくは破壊のうえ破棄する必要があります。ただし、当行が必要ないと認めた場合はこの限りではありません。また、利用端末の変更、売却、携帯電話会社との契約解除等の場合には、ワンタイムパスワードアプリを事前に削除する必要があります。
- (6) ワンタイムパスワードアプリ、ワンタイムパスワードカードの停止等
- 当行はお客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、いつでもワンタイムパスワードアプリまたはワンタイムパスワードカードの利用の一時停止、中止、廃止、内容変更またはバージョンアップ等を行うことがあります。

7. 生体認証機能及びMUFGあんしんパス

- (1) 生体認証機能とはインターネットバンキングを利用するための当行所定のソフトウェア（スマートフォン等の高性能携帯端末（以下、「アプリ利用端末」といいます）にインストールされているものに限り、以下、「本アプリ」といいます）を利用してインターネットバンキングへログインする際、ログインパスワードの代わりに、お客さまご自身の生体情報（指紋、顔等の身体の一部の特徴のうち、当行所定のものを、以下「生体情報」といいます）をお客さまの本人確認の方法として用いる機能をいいます。
- (2) MUFGあんしんパスとは、本サービスへのログインに際して本項1号に定める生体認証機能を利用してより安全に本サービスをご利用いただける機能をいいます。スマートフォンアプリで所定の本人確認を行うことでアプリ利用端末をMUFGあんしんパス登録端末として登録します。MUFGあんしんパス登録端末で本サービスにログインする際、MUFGあんしんパス登録端末における生体認証を必須とします。MUFGあんしんパス登録外端末（MUFGあんしんパス登録端末以外のアプリ利用端末のほかパーソナルコンピュータ等の端末機を含みます。）では、本アプリからは本サービスにログインすることができず、当行所定のブラウザ上でのログインパスワードの入力に加え、当行所定の方法によりMUFGあんしんパス登録端末上で生体認証を行う必要があります。なお、MUFGあんしんパス登録端末として登録できるのは本サービス一契約につき一つのアプリ利用端末に限ります。
- (3) 生体認証機能及びMUFGあんしんパスはお客さまのアプリ利用端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができます。また、お客さまのアプリ利用端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。
- (4) 生体認証機能及びMUFGあんしんパスのご利用にあたっては、あらかじめお客さまの生体情報をアプリ利用端末または本アプリ内に登録する必要があります。生体認証機能及びMUFGあんしんパスのご利用にあたっては、その登録情報を当行所定の手続にしたがって、本アプリ自体に本人確認情報(以下、「認証データ」といいます)として登録することでご利用いただけます。但し、当行のサーバー等に生体情報が保管されることはありません。
- (5) 当行は登録された生体情報自体の取得は行わないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報および認証データが保存されたアプリ利用端末は、お客さまの責任において厳重に管理するものとします。

- (6) 本アプリは、登録済の生体情報とログイン時に都度入力された生体情報との照合の確実性等を保証するものではありません。
- (7) 生体情報の照合が一定回数以上失敗するとロック（以下、「生体認証ロック」といいます）がかかり、生体認証機能及びMUFGあんしんパスがご利用いただけなくなります。生体認証ロックがかかっている場合で、MUFGあんしんパスを利用しているときは、生体認証ロックを解除するまで本サービスにログインできません。生体認証ロックがかかっている場合で、MUFGあんしんパスを利用していないときは、認証データが登録されている本アプリからのログインにはログインパスワードが必要になります。なお、生体認証ロックの解除方法は端末によって異なります。
- (8) お客さまご本人以外の生体情報をお客さまのご利用されるアプリ利用端末または本アプリ内に登録をしないでください。また、ご本人以外の第三者の生体情報がお客さまのご利用されるアプリ利用端末、あるいは本アプリ内に認証データとして登録されることのないよう、お客さまの責任において厳重に管理するものとします。
- (9) 登録された生体情報の偽造、変造、盗用もしくは不正使用、またはアプリ利用端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用もしくは不正アクセス等によりお客さまに生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。
- (10) アプリ利用端末への生体認証機能及びMUFGあんしんパスの登録後、端末の設定その他のご利用環境の変更（お客さまの生体情報の変化等を含む）や本アプリのアップデート等により生体認証機能及びMUFGあんしんパスがご利用いただけなくなる場合があります。この場合、登録済の生体情報を削除のうえ、再度、当行所定の手続にしたがってお客さまがご利用されるアプリ利用端末にお客さまの生体情報を認証データとして登録（以下、「再登録」といいます）する必要があります。
- (11) アプリ利用端末を変更された場合、アプリ利用端末から本アプリを削除した場合、またはご契約番号もしくはログインパスワードが変更になった場合で引き続き生体認証機能及びMUFGあんしんパスを利用するときは、お客さまがご利用されるアプリ利用端末において再登録が必要となります。
- (12) 生体認証機能またはMUFGあんしんパスのご利用を停止する場合は、当行所定の手続にしたがって生体認証機能またはMUFGあんしんパスを解除してください。生体認証機能のご利用を停止する場合、MUFGあんしんパスも当然に利用停止となり、その後本アプリへログインする（本アプリを利用してインターネットバンキングへログインする）には、ご契約番号または代表口座の店番・口座番号とログインパスワードが必要となります。MUFGあんしんパスのご利用のみを停止する場合、その後本アプリへログインする（本アプリを利用してインターネットバンキングへログインする）には、ご契約番号もしくは代表口座の店番・口座番号とログインパスワードによる本人確認または生体認証機能による本人確認が必要となります。
- (13) お客さまについて、以下の事由が1つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、生体認証機能及びMUFGあんしんパスの登録を解除できるものとします。
 - ① お客さまが本規定に違反するなど、当行が生体認証機能及びMUFGあんしんパスの登録解除を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ② 1年以上にわたり、生体認証機能及びMUFGあんしんパスのご利用がないとき
- (14) 当行はお客さまがアプリ利用端末にインストールした本アプリのプログラム、及び本アプリに付帯する情報の転載、複製、転送、改変及びリバースエンジニアリング等を禁止します。
- (15) 当行は生体認証機能及びMUFGあんしんパスに関する技術上の理由、もしくは当行の業務上の理由に基づき、お客さまに事前通知し、または緊急でやむを得ない場合は事前に通知せず本機能の全部または一部を制限、停止もしくは廃止することができるものとします。
- (16) 当行はお客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、いつでも本アプリ利用の一時停止、中止、廃止、内容変更またはバージョンアップ等を行うことがあります。

8. 免責事項等

- (1) 当行が本条第1項の方法にしたがって本人確認をして取引を実施したうちは、本条第1項の番号等につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、本条第1項の番号等の盗用により行われた不正な振込および不正なこと

ら送金（第7条第1項に定めることら送金をいいます）による損害について、お客さまは、第42条による補てんを請求することができます。なお、当行および当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する関係会社および同役職員を含みます）がお客さまに対し、本条第1項の番号等をお聞きすることや、特定のフォームに入力するような依頼をEメールでお願いすることはありません。

- (2) ご契約カード、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、ワンタイムパスワードカード、生体情報を登録したアプリ利用端末、番号等はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとして、他人に譲渡、質入、貸与、又は開示することはできません。ご契約カード、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、ワンタイムパスワードカード、生体情報を登録したアプリ利用端末、番号等の管理においてお客さまの責めに帰すべき事由があった場合に生じた損害について当行は責任を負いません。当行から請求があった場合は、すみやかにご契約カードおよびワンタイムパスワードカードを返却するものとします。
- (3) 当行が、ご契約カード、ワンタイムパスワードカードをお届出住所宛てに発送したことにより生じた損害、または郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者がご契約カード、ワンタイムパスワードカードを入手したために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。また、当行がご契約カード、ワンタイムパスワードカードをお届出住所宛てに発送し、住所不明等当行の責めによらない事由により当行に返送された場合には、一律廃棄とし、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) 万が一、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、生体情報を登録したアプリ利用端末またはワンタイムパスワードカードが故障、電池切れ等の事由で稼動しなかったことにより、お取引の取扱いが遅延、または不能となった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

9. 紛失・盗難等

- (1) 以下の場合には、すみやかにお客さまご本人から当行所定の方法により届け出てください。
この届け出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの当行所定の範囲について利用停止の措置を講じます。当行はこの届け出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、責任を負いません。
 - ① お客さまがご契約カードや当行所定のアプリケーションをダウンロードしたパーソナルコンピューター、ワンタイムパスワードアプリをインストールした利用端末、生体情報を登録したアプリ利用端末、ワンタイムパスワードカード等を紛失・盗難などで失った場合
 - ② お取引の安全性を確保するためご契約番号または確認番号表の変更を行いたい場合
 - ③ ログインパスワードが他人に知られた場合
 - ④ SMSまたはEメールによるワンタイムパスワードが他人に知られうる状態となった場合（届出電話番号において受信されるSMSまたは届出Eメールアドレスにおいて受信されるメールが他人に閲覧されうる状態となった場合を含む）
- (2) お客さまの届け出により利用停止された本サービスの利用を再開するには、ご契約カード、ワンタイムパスワードカードの再発行の申込み等の当行所定の手続きが必要です。手続きが完了するまでは、本サービスのうち利用停止された範囲はご利用いただけません。なお、ご契約カードまたはワンタイムパスワードカードの再発行の申込みは当行所定の方法により行うものとし、再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料を代表口座から引き落とします。また、紛失の届け出をしたご契約カードまたはワンタイムパスワードカードが発見された場合、当行が認める場合に限り、当行所定の方法により発見の届け出を行うことで、発見されたカードをそのままお使いいただくこともできます。

10. パスワードの失念

ログインパスワードを失念した場合は、直ちにお客さまよりホームページ上からインターネットバンキングのログインパスワード再設定を行ってください。この設定を行わなかったために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

11. 番号等の不一致の場合の利用停止

本サービスの利用についてお客さまの届け出や当行の指定と異なるログインパスワード、確認番号またはワンタイムパスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を当行所定の範囲で停止します。本サービスの利用を再開するには、以下の手続きをとってください。

- (1) 確認番号、ワンタイムパスワード
当行所定の書面や本サービスの所定の画面により「ワンタイムパスワードロック解除」を行ってください。

(2) ログインパスワード

ホームページ上からログインパスワード再設定を行って「ログインパスワード」の設定をしてください。

12. インターネット申込受付・照会サービス

お客さまは、本サービスの「ご契約番号」「ログインパスワード」「確認番号」を使用して、当行がホームページ上で提供する「インターネット申込受付・照会サービス（三菱UFJダイレクト契約者用）」も利用することができます。

13. 店頭サービス

- (1) お客さまは、本アプリでインターネットバンキングを利用する際に本条に従って実施した本人確認の結果を使用して、当行が店頭で提供する所定のサービス（二次元バーコードの利用により本アプリから当行所定の店頭タブレット端末等へ連携して行うもの）に限り、以下、「店頭サービス」といいます）を利用することができます。
- (2) 本項に基づく店頭サービスの利用は、本アプリのインストール、ならびにワンタイムパスワードアプリのインストールおよび利用登録が完了したアプリ利用端末でのみ行うことができます。
- (3) 本項に基づいて利用する店頭サービスに関する手続等については、当該店頭サービスの規定に従うものとします。

第3条 利用者情報の取得と利用目的

1. 当行は、当行が本サービスの提供にあたり取得するお客さまの個人情報（本アプリ上でお客さまにより登録される情報および本条第2項第1号に記載する情報を含みます。）を、当行が定める「個人情報のお取り扱いについて」および本条第2項第2号に記載の利用目的の範囲内で利用いたします。
2. 当行は、本サービスの提供にあたり、本条第1号に記載の利用者情報を本アプリ経由で自動的に取得し、前項に定める利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。
 - (1) 取得・利用する利用者情報
 - ① 本アプリの操作・利用履歴
 - ② OSのバージョン等、端末に関する情報
 - ③ 広告識別子：Apple社が提供するAdvertising Identifier（IDFA）、及びGoogle社が提供するAdvertisingID（AAID）
 - (2) 利用目的
 - ① 本アプリの機能改善、品質向上のため
 - ② 統計データとして活用するため
 - ③ お客さまにとって有益と思われる商品、コンテンツを提供するため
 - ④ 広告配信のため
3. 尚、当行は前項第1号に定める利用者情報を、本アプリ内に組み込まれた情報取得モジュールにて取得します。また、当行は前項第1号に定める利用者情報と、本アプリおよび本アプリ以外で当行が適正に取得したお客さまの個人情報とを組み合わせた上で、本条第1項に記載の利用目的の範囲内で利用することができます。

第4条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条にしたがった本人確認が終了後、お客さまが取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達されることで受け付けるものとします。

当行は、次項の取引指定口座の届け出にしたがい取引を実施します。

2. 取引指定口座の届け出

- (1) 本サービスで利用する次の取引指定口座を当行所定の方法により届け出てください。
当行は、お届け出の内容にしたがい本サービスの取引指定口座として登録します。

① サービス指定口座

本サービスにおける各種取引の支払口座や振替取引の入金口座等として利用でき、第1条第6項に定める「代表口座」および「代表口座」と同一住所・同一名義の当行国内本支店の口座。

なお、「サービス指定口座」を届け出の際、当行所定の確認方法によりお客さまご本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの届け出につき、偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

② 家族口座

資金移動取引における入金口座として利用する、サービス指定口座以外の当行の国内本支店の家族名義の口座。

③ 振込先口座

資金移動取引における入金口座として利用する、サービス指定口座または家族口座以外の当行または他行の国内本支店の口座。

(以下、上記①で定める口座を資金移動取引の支払口座および第7条第1項に定めるところ送金サービスのところ送金指定口座としてお客さまが指定する場合の当該口座を「支払指定口座」、上記①、②、③で定める口座を資金移動取引の入金口座としてお客さまが指定する場合の当該口座を「入金指定口座」といいます)

(2) 以下の口座については、次のような方法で「代表口座」または「サービス指定口座」として自動的に登録します。また、⑥の方法でご希望により「振込先口座」の登録をすることができます。

① 本サービスにより開設を行ったお客さまご本人名義の各種口座は、自動的に「サービス指定口座」として登録します。

② 通帳を紛失または盗取され、その旨を当行所定の方法によりお届けいただいた方（本サービスを未登録の方に限ります。）が、当行のスマートフォン用アプリケーション「かんたん手続アプリ」（以下「かんたん手続アプリ」といいます。）により、本サービスに登録のうえ、E c o通帳への切替えを行った場合、切替えにかかる普通預金口座を、自動的に「代表口座」として登録します。ただし、かんたん手続アプリの本人確認に用いた普通預金口座とE c o通帳への切替えにかかる普通預金口座とが異なる場合には、前者を「代表口座」として登録し、後者は「サービス指定口座」として登録します。

③ 通帳を紛失または盗取され、その旨を当行所定の方法によりお届けいただいた方（本サービスをご登録済みの方に限ります。）が、かんたん手続アプリおよび第38条第1項に定める取引によりE c o通帳への切替えを行った場合に、切替えにかかる普通預金口座が「代表口座」または「サービス指定口座」として登録されていないものであったときは、自動的に「サービス指定口座」として登録します。

④ 本サービスを未登録の方が、かんたん手続アプリにより、本サービスに登録のうえ、印鑑レス口座へ切替えを行った場合、切替えにかかる預金口座を、自動的に「代表口座」または「サービス指定口座」として登録します。この場合、かんたん手続アプリの本人確認に用いた普通預金口座が「代表口座」となります。

⑤ 本サービスをご登録済みの方が、かんたん手続アプリおよび第38条第1項に定める取引により、印鑑レス口座へ切替えを行った場合に、切替えにかかる普通預金口座が「サービス指定口座」として登録されていないものであったときは、自動的に「サービス指定口座」として登録します。

⑥ 事前に登録のない口座あてに振込を行った際の当該振込先口座については、お客さまのご希望により「振込先口座」として登録することができます。

(3) お届け出いただく「サービス指定口座」「家族口座」「振込先口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

(4) 「サービス指定口座」でも、当該口座のご利用内容によっては、一部できない取引があります。

(5) 取引指定口座の追加・削除については、当行所定の方法により届け出てください。

3. 依頼内容の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、音声による伝達または端末機の手続きにより確認した旨を当行に回答してください。

この回答が各取引に必要な当行所定の確認時間内に行われ、当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行所定の方法で各取引の手続きを行います。

当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。

4. サービス指定口座からの支払の実施等

- (1) 支払指定口座からの資金の引き落としについては、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は振替・振込およびこた送金の資金、振込手数料、口座開設資金、外国送金資金、外国送金手数料および諸費用、各解約代り金、償還資金、キャッシュカード・通帳再発行手数料などを預金通帳・払戻請求書・キャッシュカード等なしで引き落としを行います。なお、取引および引落口座が当行所定の範囲内の場合、お客さまの依頼内容の確認に引き続き即時に資金の引き落としを行います。
- (2) 即時に資金の引き落としを行わない取引の場合でも、原則お取引依頼を承った旨の確認の通知を行いますので、当行への回答後も交信を切らずに確認してください。この場合も、お客さまの回答後すみやかに資金の引き落としを行います。
- (3) 本項第1号および第2号に定める取引において、実施結果ならびにお取引依頼の確認の通知内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当行まですみやかにご照会ください。また、当該取引において引き落としが成立しなかった場合（残高不足の他、当該口座の解約、ローンの延滞・差押による支払停止およびお客さまからの申し出による通帳・印鑑の紛失による支払停止等の場合も含みます）には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

5. 会話内容の記録

当行は「テレフォンバンキング」によるお客さまとの会話内容をすべて録音により記録し、相当期間保存します。

また、お客さまと当行との間で、取引内容に疑義が生じた場合は、当行の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第5条 振替取引

1. 内容

本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「サービス指定口座」として届け出を受けている口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振替」として取り扱います。

2. 取引の実施日

振替の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱い時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日扱」とし、翌銀行窓口営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。

また、「入金指定口座」が定期預金の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱い時限内であっても、当日処理時限を過ぎて受け付けた取引は、翌銀行窓口営業日に受付日付で入金処理を行います。

なお、「翌銀行窓口営業日扱」の場合でも「支払指定口座」が普通預金、貯蓄預金、当座預金およびマイカード口座のときは、当行は依頼日当日に振替資金の引き落としを行います。

3. 適用金利

「入金指定口座」での適用金利は受付日における当行所定の金利とします。

4. 適用相場

外貨預金口座について、円貨で受払いを行う場合の外国為替相場は、先物外国為替取引（以下、「為替予約」といいます）契約が締結されている場合を除き取引日の受付時点における当行所定の相場とします。

5. 外貨預金の振替制限

取扱通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合など、外貨預金の振替取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向などから一時お取引を停止させていただくこともあります。

第6条 振込取引

1. 内容

- (1) 本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「家族口座」「振込先口座」として届け出を受けている口座、または事前に登録のない当行または他の金融機関の国内本支店の口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います。
なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。
- (2) 資金移動を伴わない振込先の口座確認を当行が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認および当行本支店への振込を停止します。
- (3) 1日あたりに振り込むことができる上限回数は、当行が定める範囲内とします。

2. 上限金額の設定

- (1) 本サービスにおいて、お客さまが届け出る1日あたりに振り込むことができる上限金額（以下、「振込上限金額」といいます）は当行所定の金額範囲内とします。ただし、その振込上限金額は、届け出がない場合、または当行所定の金額を超える場合は、自動的に当行所定の金額とします。なお、この振込上限金額は、お客さまが当行所定の方法により設定または変更することができます。
- (2) 本サービスにおいて、お客さまが届け出る「家族口座」「振込先口座」毎の1日あたりの振込上限金額は当行所定の金額範囲内とします。ただし、その振込上限金額は、届け出がない場合、または当行所定の金額を超える場合は、自動的に当行所定の金額とします。なお、この「振込上限金額」は、お客さまが当行所定の方法により設定または変更することができます。
- (3) 本サービスにおける「家族口座」「振込先口座」への振込で、「家族口座」「振込先口座」毎に届け出る振込上限金額の範囲内であっても本項第1号で届け出る振込上限金額を超える場合は、当行は取引を実行する義務を負いません。

3. 取引の実施日

振込の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の時限を過ぎている場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は「翌銀行窓口営業日扱」とします。

この場合、振込資金、振込手数料および消費税は「支払指定口座」から受付日当日に引き落とし、翌銀行窓口営業日に「入金指定口座」あてに振込通知の発信処理を行います。

4. 依頼内容の訂正・組戻し

- (1) 本規定の第4条第3項により振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「訂正」といいます）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます）はできません。
ただし、当行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受け付ける場合には、「テレフォンバンキング」により当行所定の手続きで受け付けます。
この場合、本条第1項の振込手数料および消費税は返却しません。
また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料および消費税をいただきます。
- (2) 組戻しにより「入金指定口座」のある金融機関（以下、「振込先金融機関」といいます）から振込資金が返却された場合には、当該資金を振込資金の「支払指定口座」に入金します。
- (3) 振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 振込先金融機関にて入金できなかった場合は、組戻し依頼を受け付けることなく資金を組戻し、振込資金の「支払指定口座」に入金します。この場合、振込手数料および消費税は返却しません。なお、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
振込先の金融機関等から照会があったときは、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は速やかに回答してください。

第7条 ことら送金

1. ことら送金サービス

ことら送金サービスとは、本アプリを利用して、お客さまの指定する預金口座（ただし、「代表口座」または「サービス指定口座」のうち普通預金口座に限ります。以下「ことら送金指定口座」といいます。）からお客さまの指定する送金資金を引き落としのうえ、お客さまの指定するアカウント（当行の国内本支店の預金口座又は当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座若しくは他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じです。）に対して、国内円での送金（以下、かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントからお客さまの指定する預金口座（ただし、「代表口座」または「サービス指定口座」のうち普通預金口座に限ります。以下「ことら入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金をことら入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。なお、ことら送金のうち、「特定用途送金」については、本条第3項の定めが本条の他の定め優先して適用されるものとします。

2. 対象取引等

- (1) ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント（ことら送金指定口座及びことら入金指定口座を含みます。）間の送金のみを対象とするものとします。
 - ① 個人が開設したアカウントであること
 - ② 国内居住者のアカウントであること
 - ③ アカウントが預金口座の場合は、普通預金、貯蓄預金及び当座預金のいずれかであること（なお、ことら送金指定口座およびことら入金指定口座は普通預金に限ります）
- (2) ことら送金サービスの1回当たりの送金上限額は10万円とします。なお1日当たりの送金上限額は当行が定める範囲内とします。ただし、その振込上限金額は、届け出がない場合、または当行所定の金額を超える場合は、自動的に当行所定の金額とします。なお、この振込上限金額は、お客さまが当行所定の方法により設定または変更することができます。

3. 特定用途送金に関する留意事項

- (1) 特定用途送金とは、ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座又は資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。
- (2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金）を確認してください。

4. ことら送金の依頼

- (1) ことら送金の依頼を行う場合は、当行が定める方法及び操作手順に従ってください。
- (2) ことら送金の依頼を行う場合は、アプリ上において、次に掲げる事項を正確に入力してください。
 - ① 預金口座宛ての場合は、送金先の金融機関、店舗名、預金種目及び口座番号、又はあらかじめ口座番号に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス
 - ② 資金移動アカウント宛ての場合は、送金先の金融機関又は資金移動業者及びバリューIDその他アカウントを特定するための必要な事項（以下「バリューID等」といいます。）又はあらかじめバリューID等に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス（以下、前号および本号に規定する電話番号若しくは電子メールアドレスを総称して「アカウント代替符号」といいます。）
 - ③ 送金額
 - ④ アカウント名義人名
 - ⑤ その他当行所定の事項

- (3) 前号に基づく入力によりアプリ上に受取人（送金先であるアカウントの保有者をいいます。以下同じです。）の名称が表示されますので、当該受取人の名称及びアカウント代替符号（アカウント代替符号を入力する場合に限ります。）に誤りがないかを事前に確認のうえ、ことら送金の依頼を行ってください。
- (4) 前号に定めることら送金の依頼内容について、アプリへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 契約の成立

- (1) ことら送金に係る契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して送金資金をことら送金指定口座から引き落としたときに成立するものとします。
- (2) 前号によりことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容をアプリ上に表示するものとし、かかるアプリ上の表示とは別に、当該依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

6. 送金指図の発信

- (1) ことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容に基づいて、依頼日当日（事務の都合上依頼日の翌日となる場合もあります。）に、送金先の金融機関又は資金移動業者宛てに送金指図を発信します。
- (2) 当行が前号に基づく送金指図を発信しても、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人の口座状況等により、入金が発信日の翌日以降となる場合があります。
- (3) 当行が第1号に基づく送金指図を発信したものの、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人が入金を拒否し、送金先の金融機関又は資金移動業者から送金資金が返金された場合は、当該送金資金をことら送金指定口座にお戻しいたします。

7. メッセージ機能

アカウント代替符号を入力の上ことら送金の依頼を行う場合、当該送金の依頼とともに受取人に対して当行所定の方法によりメッセージを送ることができます。ただし、送金先の金融機関又は資金移動業者における登録状況によっては、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。

8. 利用停止

- (1) 第3項に基づくことら送金の依頼の手続において、アプリ上に受取人の名称が表示されたにもかかわらず、当行所定の回数を超えてことら送金の依頼を行わない場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。
- (2) 前号のほか、第3項に基づくことら送金の依頼の手続において、当行所定の回数を超えて当行所定の項目の入力を誤った場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。
- (3) 前二号に基づいて停止したことら送金サービスの利用を再開するには、当行所定の手続を行う必要があります。

9. 取引内容の照会等

- (1) ことら送金の依頼を行ったにもかかわらず、受取人のアカウントに送金資金の入金が行われていない場合は、速やかに当行に照会してください。この場合、送金先の金融機関又は資金移動業者に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した送金指図について送金先の金融機関又は資金移動業者から照会があった場合は、依頼内容について照会することがあります。この場合、当行からの照会に対して速やかに回答するものとし、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

10. 契約成立後の取扱い

ことら送金に係る契約が成立した後は、ことら送金の依頼内容を変更すること又は依頼を取りやめることはできません。この場合は、受取人との間で協議してください。

11. 通知・照会の連絡先

- (1) ことら送金サービスについてお客さまに通知又は照会をする場合は、ことら送金指定口座又はことら入金指定口座について届出のあった住所・電話番号・Eメールアドレスを連絡先とします。
- (2) 前号の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

12. ことら入金指定口座への入金

- (1) お客さまは、アプリ上において、ことら入金指定口座に係るアカウント代替符号をあらかじめ登録することができます。この場合、当行は、アカウント代替符号を指定する方法によって行われることら入金指定口座への入金を受け付けるものとします。
- (2) アカウント代替符号を指定する方法によって行われることら入金指定口座への入金を受け付ける場合であって、当該入金に伴ってお客さま宛てのメッセージを受信した場合は、当行は、当該メッセージを当行所定の方法により表示するものとします。
- (3) 預金規定等関連する取引規定においては、他のアカウントからことら入金指定口座に入金された資金は、為替による振込金と同様にお取り扱いします。

13. 利用時間

ことら送金サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、送金先又は送金元の金融機関又は資金移動業者の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

14. 不正利用の調査等

- (1) 当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、お客さまの情報（アカウントの開設又はアカウント代替符号の登録時に取得したお客さまの情報を含みます。以下本条において同じです。）を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれらの利用者に対して提供する場合があります。
- (2) 当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、お客さまの情報（他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含みます。）を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。

15. 譲渡、質入れの禁止

ことら送金サービスに基づくお客さまの権利は、譲渡、質入れすることはできません。

16. 預金規定等の適用

送金資金等を当行に開設された預金口座から振替えてことら送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

第8条 口座開設取引

1. 内容

- (1) 本サービスにより提供できる口座開設取引（以下、「口座開設」といいます）は、お客さまご本人名義の当行所定の種類の口座とします。
この場合、当行が特に定める場合を除き、「代表口座」と同一の当行取引店に口座を開設します。
- (2) 開設する口座のお届出印は、「代表口座」のお届出印と同一のものを使用します。
- (3) 口座開設の資金は第4条第2項第1号に定める「サービス指定口座」の中から、お客さまが「支払指定口座」として指定した口座より引き落とします。

2. 取引の実施日

口座開設の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱い時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日扱」とし、翌銀行窓口営業日に口座を開設します。

また、口座開設が定期預金の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱い時限内であっても、当日処理時限を経過して受付けた取引は、翌銀行窓口営業日に受付日付で口座開設を行います。

なお、翌銀行窓口営業日扱の場合でも「支払指定口座」が普通預金および貯蓄預金（外貨預金口座開設の場合は除く）のときは、当行は依頼日当日に口座開設資金の引き落としを行います。

3. 適用金利

開設する口座の適用金利は受付日における当行所定の金利とします。

4. 外貨預金口座の開設

- (1) 「代表口座」のお取引店が外貨預金口座の取り扱いを行わない店舗の場合には、外貨預金の口座開設はできません。
- (2) 円貨預金口座から支払いを行う場合に適用する外国為替相場は、受付時点における当行所定の外国為替相場とします。
- (3) 取扱通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合など、外貨預金の振替取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向などから一時お取引を停止させていただくこともあります。

5. 投信口座の開設

- (1) 本サービスによる投信口座（少額投資非課税口座を含む）の開設は、本条第2項の記載にかかわらず、お客さまからのお申込後にお客さまを確認できる資料等を当行が受領したうえで、当行所定の手順により手続きします。お客さまを確認できる資料等を当行が定める期間内に当行が受領できない場合は、投信口座（少額投資非課税口座を含む）開設の取引をお断りします。
- (2) 「代表口座」のお取引店が投資信託の取り扱いを行わない店舗の場合には、投信口座の開設はできません。また「代表口座」のご利用内容によっては投信口座を開設いただけない場合があります。
- (3) 本サービスにより投信口座を開設した場合の投資信託取引の指定預金口座は「代表口座」とします。

第9条 定期預金取引

1. 内容

- (1) 本サービスにより提供できる定期預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な定期預金は当行所定の定期預金とします。また、「サービス指定口座」としてお届けいただいた定期預金口座の取引に限るものとします。
- (2) 定期預金の解約の依頼については、当行所定の金額の範囲内とします。定期預金の解約の依頼については、各定期預金規定にしたがって受け付けます。なお、財形預金・社員預金について当行が別途事業主と個別契約を締結している場合は、それが優先するものとします。
- (3) 新規受付等の取引における利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。
- (4) 当行の処理が完了していない受付中の定期預金取引がある場合、当該取引の同一明細に対して、新たなお取引を受け付けすることはできません。

2. 取引の実施日

取引の実施日については、次の通りとします。

- (1) 取引の実施日は、原則として受付日当日とします。
ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱い時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日扱」とし、翌銀行窓口営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。
また、「入金指定口座」が定期預金の場合、依頼内容の確認時点が当日取扱い時限内であっても、当日処理時限を経過して受け付けた取引は、翌銀行窓口営業日に受付日付で入金処理を行います。
なお、「翌銀行窓口営業日扱」の場合でも「支払指定口座」が普通預金、貯蓄預金のときは、当行は依頼日当日に振替資金の引き落としを行います。
- (2) 満期取扱条件の変更の受付は、満期日の前銀行窓口営業日の当行所定の受付時間までとします。

第10条 外貨預金取引

1. 内容

- (1) 本サービスにより提供できる外貨預金の取引は、当行所定の取引とし、ご利用可能な外貨預金は、当行所定の外貨預金とします。なお、外貨預金取引のご利用は、成年の方かつ外貨預金口座をサービス指定口座として届け出ている方とします。
- (2) 外貨預金への預入れまたは外貨預金の払戻しの際に適用される外国為替相場は、取引時点において当行が提示する外国為替相場を使用します。
- (3) 外貨預金の利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。外貨定期預金の解約依頼は、当行は満期日以降に受け付けます。外貨定期預金の解約についての元金および利息は、ご依頼時の「入金指定口座」に入金するものとします。なお、元金と利息の「入金指定口座」は同一とします。
- (4) 当行の処理が完了していない受付中の外貨定期預金取引がある場合、当該取引の同一明細に対して、新たな取引を受け付けすることはできません。
- (5) 外貨貯蓄預金の支払依頼については、お預け入れから1カ月後の応当日の前銀行窓口営業日以降の金額部分について受け付けます。

2. 取引の実施日

取引の実施日については、次の通りとします。

- (1) 取引の実施日は、原則として、受付日に実施します。ただし、取引の依頼内容の確定時点が当行所定の当日取扱い時限を経過している場合、または受付日が銀行窓口休業日の場合は「翌銀行窓口営業日扱」とし、翌銀行窓口営業日に取引を行います。
なお、外貨預金への入金取引については、翌銀行窓口営業日扱の場合でも「支払指定口座」が普通預金の場合は、当行は依頼日当日に入金資金の引落しを行います。
- (2) 自動継続外貨定期預金の解約の受付は、満期日当日の当行所定の当日取扱い時限までとします。
- (3) 自動継続外貨定期預金の満期日取扱条件の変更の受付は、満期日の前銀行窓口営業日の当行所定の当日取扱い時限までとします。
- (4) 外貨貯蓄預金の支払い、継続預入プランの設定・変更・解除は、原則として受付日に実施します。
ただし、外貨貯蓄預金の支払いについては、依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱い時限を過ぎている場合は、「翌銀行窓口営業日扱」とし、翌銀行窓口営業日に取引を行います。なお、「翌銀行窓口営業日扱」の場合、翌銀行窓口営業日がお預け入れから1カ月後の応当日の前銀行窓口営業日にあたる金額部分についても受け付けます。

第11条 為替予約取引

1. 内容

本サービスにより、「サービス指定口座」としてお届け出いただいている外貨定期預金口座にお預け入れの外貨定期預金について、満期日における解約元金に適用する外国為替相場をあらかじめ確定するため、当行と為替予約を締結することができます。この場合、当該外貨定期預金については満期日に自動解約のうえ、為替予約を履行し、元金を当該為替予約相場により換算のうえ「入金指定口座」に入金します。なお、為替予約の締結は当行所定の時間内に受け付けます。また、対象外貨定期預金の満期日の前銀行窓口営業日までに申し出てください。

2. 取引の成立

当行所定の方法によりお客さまが為替予約を申し込み、当行がこれを応諾した時に為替予約取引は成立したものとします。

3. 予約締結の手続き

為替予約を締結するに際しては、当行所定の方法により処理します。なお、先物取引確認書は作成いたしません。

4. 為替予約の解約、期日の変更

一旦締結された為替予約の解約や期日の変更はできません。

万一、当行がやむをえないものとして為替予約の解約、期日の変更に応じる場合には、これにより発生する当行の算定による手数料、費用、損害金等はお客さまがただちに支払うものとします。

5. 為替予約の解除

- (1) お客さまについて次の①～④の事由がひとつでも生じた場合には、当行から通知・催告がなくても当該為替予約は当然解除されたものとし、この取り扱いにより発生する一切の手数料、費用、損害金等はお客さまの負担

とし、ただちに当行に支払うものとします。また、当行の都合により為替予約の全部または一部の解除の時期が変更されることがあっても異議ありません。

- ① 支払の停止・破産または民事再生の申し立てがあったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 当該定期預金等その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が不明となったとき
- (2) お客さまについて、次の①～④の事由がひとつでも生じた場合には、当行からの通知によって当行所定の方法により為替予約を解除できるものとし、この取り扱いにより発生する一切の手数料、費用、損害金等はお客さまの負担とし、ただちに当行に支払うものとします。
- ① 当行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - ② 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき
 - ③ 当行との取引約定に違反したとき
 - ④ その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

6. 流用の禁止

お客さまはこの為替予約を、当該為替予約の対象とした取引以外に使用できません。また、譲渡または質入れすることはできません。

7. 手数料、費用、損害金等の支払い

本条第4項、第5項で発生する手数料、費用、損害金等については、普通預金規定、貯蓄預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等なしで、お客さまのこれらの口座から引き落とします。

第12条 投資信託取引

1. 内容

- (1) 本サービスにより提供できる投資信託の取引は、当行所定の取引とし、取扱い可能な投資信託の銘柄は当行所定の範囲とします。
- (2) 投資信託取引の利用資格は成年の方でかつ投信口座をサービス指定口座として届け出ている方とします。
- (3) 当行所定の取引の範囲であっても、ファンドの特性によりお取り扱いできない場合があります。
- (4) 解約の申し込みについては、約定時点で保有口数を超える解約口数を依頼されていた場合、一旦受付した場合でも、約定時点で指定された解約口数に保有口数が満たない時は、保有口数を解約口数としてお取扱いします。
- (5) 継続購入プランの申し込みの取引における、注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の支払いについては、サービス指定口座の登録の有無に関わらずあらかじめお届けいただいた指定預金口座より自動引落しします。
- (6) 継続購入プランのお申し込みにあたり、引落日が「土曜・日曜・祝日の銀行休業日」となった場合の引落日については、前営業日または翌営業日いずれかを選択いただくものとします。なお、引落日が「ファンド休日」となった場合の取り扱いは、選択にかかわらず一律翌営業日に引き落とすものとします。
- (7) 本サービスによる購入、解約等の注文の取消は、本サービスで受け付けた取引のみとし、その依頼は、当行所定の時限までに当行所定の方法によるものとします。
- (8) 取引の依頼内容の確定時点が当行所定の当日取扱い時限を過ぎて受付た場合は、「翌銀行窓口営業日扱」となります。
ただし、購入取引については、「翌銀行窓口営業日扱」で受け付けた場合でも、当行は受付日当日中に、サービス指定口座から購入資金の引き落としを行います。

2. 精算代金の受渡方法

精算代金の受渡方法は以下の各号のとおりとします。

- (1) お客さまが購入代金を当行へ支払う場合は、当該個別商品に関する入金締切日のいかなを問わず受付時に支払うものとします。
- (2) お客さまが換金代金・償還金・収益分配金を受取る場合は、当行はお客さまの指定預金口座に入金します。

第13条 外国送金取引

1. 利用申込

次項に定める外国送金にかかるサービスをご利用する場合は、あらかじめ利用申込が必要です。

利用申込は、日本国内居住であり（ただし、グローバルダイレクト契約者はこの限りではありません。）、かつ成年の個人の方に限ります。

利用申込時に、送金発信時に利用する英字氏名・英字住所をお届出いただきます。また、届出内容や利用者本人を確認できる当行所定の本人確認書類を提出するものとします。

代表口座が当行所定の本人確認書類にて確認できない通称名や屋号付き口座のお客さまは、次項に定める外国送金にかかるサービスをご利用することはできません。

2. 外国送金依頼

本サービスによる次に定める取引を「外国送金」と取り扱います。

- ① 外国向送金取引
- ② 国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- ③ 外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引

なお、「外国送金」は受付日に関係なく、以下の通り取り扱います。依頼内容によっては、電話でのご連絡やメール通知にて取引をお断りする場合がありますが、これにより生じた損害については当行は責任を負いませんのでご了承ください。

- (1) 送金通貨、送金金額は当行所定の範囲内とします。
- (2) 海外の銀行への通知方法は「電信」とします。
- (3) お受取人へのお支払方法は、お受取人の口座への入金に限ります。
- (4) 海外の銀行において発生する手数料は、お受取人が負担するものとします。なお、後日関係銀行より手数料の請求があった場合はお客さまが負担するものとします。
- (5) 送金資金の引落口座は円建または送金資金と同一通貨建、かつ当行所定の預金種類の口座に限ります。
- (6) 適用する外国為替相場は、送金代り金の引落日における公表相場とします。ただし、依頼時間や送金金額などにより、当日公表相場と異なる場合があります。
- (7) 外国送金手数料および諸費用の引落口座は円貨預金口座に限ります。
- (8) マネー・ローンダリング防止を目的とした送金先金融機関へのお客さまの個人情報提供に同意いただけない場合は取り扱いできません。また国内の関係法令、外国の法令、事情、慣習その他の事由から、ご依頼通りの外国送金を取り扱うことができない場合があります。
- (9) 受取人の口座を在日銀行に指定する送金取引の取り扱いはできません。
- (10) 当行が必要と認めた場合、当行所定の方法によりお客さまを確認できる資料を提出してください。提出いただけない場合は、送金取引の取り扱いはできません。
- (11) 本規定の第4条第3項により外国送金の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以下、「変更」といいます）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます）はできません。
ただし、当行がやむを得ないものと認めて変更・組戻しを受け付ける場合には、電話にて当行所定の方法により変更・組戻しの手続を行います。

3. 取引の実施日

- (1) 外国送金依頼にもとづく送金代り金、所定の手数料および諸費用の引き落としは送金実行日とします。送金実行日は、原則として受付日の「翌銀行窓口営業日」または「翌々銀行窓口営業日」とします。ただし、臨時メンテナンス、システム障害等が発生した場合は、この限りではありません。
また、送金の依頼内容について当行の定める一定期間内に当行所定の確認ができない場合、送金依頼はなかったものとして取り扱います。
- (2) 「支払指定口座」からの引き落としの後、当行は送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。ただし、前号において残高不足等の理由により「支払指定口座」からの引き落としができなかった場合には、その依頼はなかったものとして取り扱います。

4. 利用の停止

お客さまについて、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、外国送金にかかるサービスの利用を停止することができるものとします。

- (1) 計算書等が郵便不着により当行に返却された場合
- (2) 住所変更を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在が不明になったとき
- (3) 利用申込時に確認したお客さまの在留期限が期限切れとなったとき
- (4) 当行がサービス継続上支障があると判断したとき

第14条 口座情報の提供

1. 内容

本サービスによる「サービス指定口座」の残高等各種照会による口座情報の提供については当行所定の取り扱いとします。

当行が提供する口座情報の内容は、照会時の取引処理状況等により、最新の内容が反映されていない場合があります。また、提供する口座情報は、お客さまの口座情報を証明するものではありません。

2. 口座情報の基準日

前項による口座情報は、第4条第3項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。

第15条 預金口座振替の申し込み

1. 内容

本サービスによる「サービス指定口座」を自動引落口座とした諸料金の支払いに関する預金口座振替契約のお申し込みは当行所定の取り扱いとします。

2. 収納企業への届け出

本サービスによる預金口座振替契約の届け出は、原則として当行がお客さまに代わり行います。

3. 口座振替の開始時期

預金口座振替の開始時期は、前項の届け出にもとづく各収納企業任意の時期になります。

4. 免責事項

当行所定の条件を満たさない場合は、当行所定の方法によりその旨通知し、申し込みはなかったものとして取り扱います。また、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。

第16条 ネット振込（EDI）

1. 内容

本規定において、以下の各項の用語は、それぞれ以下の意味で使用するものとします。

- (1) 「ネット振込（EDI）」とは、当行が本条第1項第2号で定める「EDI加盟店」から受信した振り込みに関する所定の情報を利用して、お客さまが「EDI加盟店」に振り込みを行うサービスをいいます（以下、「代金決済サービス（ネット振込（EDI）」）といたします）。
- (2) 「EDI加盟店」とは、当行との間で所定のネット振込（EDI）加盟店契約を締結した個人、法人および団体をいいます。

2. 訂正・組戻しの制限

振込取引により代金の支払いを行います。が、「訂正」または「組戻し」のお取り扱いはいたしません。振込後に代

金の返還を請求する場合には、直接「EDI加盟店」にお問い合わせください。

3. 振込依頼人の名義について

振込依頼人名が「EDI加盟店」の指定する名義と一致しない場合、「EDI加盟店」の意向により取引が受け付けられない場合があります。当行はこれに伴う責任を負いません。

4. 免責事項

代金決済サービス（ネット振込（EDI））によって購入する商品・サービスの不着、遅配、瑕疵、品質、数量不足、対価の不当、不適切な説明、予約・契約の不成立・無効・取消・解除等、所定の代金の振込支払以外の問題については当行は責任を負いません。

第17条 税金・各種料金払込

1. 内容

「税金・各種料金払込」とは日本マルチペイメントネットワーク運営機構が提供する「収納サービス」Pay-easy（ペイジー）を利用して当行が提供する当行所定の収納機関に対する各種料金の払い込みをすることができるサービスのことをいいます。

2. 請求情報（納付情報）の収納機関への照会

- (1) 払い込みにあたっては、収納機関から通知された「収納機関番号」、「お客様番号」または「納付番号」等を当行に通知してください。当行は、お客さまからの通知内容をもって、請求情報または納付情報を収納機関に照会のうえ、結果をパーソナルコンピューター等の画面上に表示します。収納機関において請求情報または納付情報に関し所定の確認ができない場合は、税金・各種料金払込サービスでのお支払はできません。なお、お客さまが収納機関のホームページ等において納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として「三菱UFJダイレクト」を選択した場合は、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキング等に引き継がれ、当行所定の本人確認を実施のうえ、納付情報を画面上に表示します。
- (2) 所定の項目への入力内容を誤った状態で、当行または収納機関所定の回数を超えて照会の依頼を行うと、各種料金等払込の利用が一時停止されることがあります。税金・各種料金払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。

3. 留意事項

- (1) 税金・各種料金払込サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の時間内であっても利用ができないことがあります。
- (2) 本規定の第4条第3項により税金・各種料金払込取引の依頼内容が確定した後は、料金払込の依頼を取り止めることはできません。
- (3) 当行は、払い込みに係る領収書または領収証書等は発行いたしません。収納機関の請求情報または納付情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、直接当該取引にかかる収納機関にお問い合わせください。
- (4) 収納機関の連絡により、料金等払込が取り消される場合があります。

第18条 カードローン申し込み

1. 内容

- (1) 本サービスにより、当行所定のカードローンのお申し込みおよび当行所定のお手続の依頼を行うことができます。
- (2) お申し込みの際の返済用口座は、三菱UFJダイレクトのサービス指定口座のうち、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。

第19条 住宅ローン申し込み

1. 内容

- (1) 本サービスにおける「インターネットバンキング」により、住宅ローンのお申し込みができます。
- (2) お申し込み確認後、当行の担当者より2銀行窓口営業日を目処に電話にて連絡します。

- (3) ご相談の内容をふまえて正式な申込書等を郵送します。
- (4) お借り換えの場合、お借り入れ承認後のご契約についても、郵送でお手続きができます。郵送でのお手続きをご希望のお客さまには、ご契約書類を本人限定受取郵便にてお送りいたします。
ただし、担保提供者がご本人さまと同居されていない場合や担保提供者以外の連帯保証人がいる場合等、お借入条件によってはご契約時にご来店をお願いする場合があります。
- (5) 新規ご購入・リフォームの場合、お借り入れ承認後のご契約については、当行ローン推進室または本支店の窓口にてお手続きさせていただきます。

第20条 ローン関連お手続き

1. 内容

- (1) お客さまは当行でお借入れのローンについて、本サービスにより、以下のローン関連お手続きの依頼を行うことができます。
 - ① 「インターネットバンキング」によるローン（住宅金融支援機構借入は除く）の一部繰上返済・金利選択・期前完済・返済条件の変更・証明書発行の依頼
 - ② 「インターネットバンキング」による住宅金融支援機構借入の期前完済の依頼
- (2) ローン関連お手続きの依頼が可能なローンの種類は、当行所定のものとします。
- (3) この条項に定めのない事項については、「ローン契約時にお差し入れいただいた金銭消費貸借契約証書およびこれに関するローン取引変更契約証書（付随する規定を含む）」（以下、「原契約等」といいます）に従うものとします。

2. 「インターネットバンキング」によるローン一部繰上返済の依頼

お客さまは当行でお借入れのローン（住宅金融支援機構借入は除く）について、本サービスにより、債務の一部を期限前に繰り上げて返済（一部繰上返済）する依頼を行うことができます。

(1) 返済方式

一部繰上返済の方式は、以下の①最終返済期限繰上方式または②返済額再計算方式のうちから、返済依頼時に選択できるものとします。なお、ローンの種類によっては、あらかじめ一部繰上返済の方式が定められている場合がありますのでご了承ください。

① 最終返済期限繰上方式

毎回返済額（元金均等分割返済の場合は元金均等返済額）を従来通りとし、元金完済となる日まで最終返済期限を繰り上げるものとします。ただし、一部繰上返済前の最終回返済額が毎回返済額の110%超の場合には、当行所定の方法により算出した期限を最終返済期限とします。

② 返済額再計算方式

最終返済期限は変えず毎回返済額で調整するものとし、その毎回返済額は繰上返済後の元本残額について、あらためて当行所定の方法により算出した金額とします。

(2) 取引の実施日

一部繰上返済の取引の実施日は返済方式に応じて以下の通りとします。なお、「原契約等」の借入要項に定める毎月の返済日から次回の毎月の返済日の前日までの期間で1回のみ実施できます。

① 最終返済期限繰上方式

依頼日の次回の毎月の返済日とします。

② 返済額再計算方式

依頼日の次回の毎月の返済日までの期間でお客さまの指定する任意の銀行窓口営業日とします。

(3) 依頼の期限

一部繰上返済の依頼の期限は、前号の取引の実施日の2銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。ただし、お客さまがお借入れのローンの種類により、前号の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとさせていただく場合があります。この場合、当行はその旨をホームページ上に表示いたします。

(4) 支払方法

- ① 一部繰上返済所要額として、返済依頼受付時に当行より連絡する繰上返済金額、経過利息額、消費税込繰上返済手数料を、本項第2号の取引の実施日に、「サービス指定口座」として登録済の普通預金または貯蓄預金（「インターネットバンキング」の場合は、ローンの返済用預金口座）より引き落としのうえ処理いたします。
- ② 残高不足等の理由により前記①の一部繰上返済所要額の一つでも引き落としができないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

3. 「インターネットバンキング」によるローン金利選択の依頼

お客さまは当行でお借入れのローン（住宅金融支援機構借入は除く）が「原契約等」の規定で、固定金利・変動金利（上限付）（以下、「固定金利等」といいます）の適用を選択可能な場合、本サービスにより、その選択の依頼を行うことができます。

(1) 取引の実施日

依頼日の次回の毎月の返済日とします。

(2) 依頼の期限

前号の取引の実施日の前銀行窓口営業日の当行所定の時限までとします。

(3) 固定金利等の適用

- ① 固定金利等の適用を選択可能なローンの変動金利適用期間中に、当行所定の申込方法により申し込んだうえで、変動金利から固定金利等へ変更できるものとします。この場合、当行受付日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日に、当行所定の固定金利等により適用利率を見直します。見直し後の利率は、当行受付日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日の翌日より適用します。また、固定金利等の適用期間は当行所定のもののなかからお客さまが選択するものとします。
- ② 固定金利等適用期間が満了した場合は、満了日に固定金利等から変動金利に変更するものとし、同時に適用利率を当行所定の利率に見直します。見直し後の利率は、上記満了日の翌日より適用し、以後は「原契約等」の定めによります。ただし、上記満了日以降、引続き固定金利等を選択する場合は、当行所定の申込方法により申し込んだうえで、固定金利等を適用することができます。この場合、上記満了日に当行所定の固定金利等により適用利率を見直します。見直し後の利率は、上記満了日の翌日より適用します。また、固定金利等の適用期間は当行所定のもののなかからお客さまが選択するものとします。
- ③ 変動金利から固定金利等への変更は、対象ローンの借入期間中繰り返し行うことができるものとします。ただし、固定金利等適用の申込日の翌日以降最初に到来する毎月の返済日から最終返済日までの残存期間が、銀行所定の固定金利等適用期間より短い場合、固定金利等への変更はできないものとします。
- ④ 固定金利等適用期間中は、固定金利から変動金利または変動金利（上限付）への変更、変動金利（上限付）から変動金利または固定金利への変更、適用利率の変更ルール以外の利率の変更、固定金利等適用期間の変更、上限利率の変更はできないものとします。

- ⑤ 元利金の返済が遅延している場合は、固定金利等への変更はできないものとします。

(4) 元金返済額の変更

- ① 元金返済額は、固定金利等への変更時および固定金利等の適用期間満了時の利率見直し日（以下、あわせて「利率見直し日」といいます）の都度、利率見直し日現在の借入残高、最終返済日までの残存期間、当行所定の適用利率等により、当行所定の方法で残存期間を変えずに再計算します。なお、元金返済額の変動幅に上限はないものとします。
- ② 元金返済額の変更は、利率見直し日の翌日以降最初の返済から行うものとします。
- ③ 元金均等返済の場合は、毎回の元金返済額は均等返済元金額に利息支払い額を加えたものとなります。

4. 「インターネットバンキング」によるローン期前完済の依頼

お客さまは当行でお借入れのローンについて、本サービスにより、債務の全部を期限前に繰り上げて返済（期前完済）する依頼を行うことができます。

(1) 取引の実施日

期前完済の取引の実施日は、依頼日の次回の毎月の返済日までの期間でお客さまの指定する任意の銀行窓口営

業日とします。

(2) 依頼の期限

期前完済の依頼の期限は、担保関係書類の返却方法が店頭交付の場合、前号の取引の実施日の10銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとし、担保関係書類の返却方法が郵送の場合または担保関係書類の返却がない場合、前号の取引の実施日の4銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。ただし、いずれの場合も、お客さまのお借入れのローンの種類により、前号の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとさせていただきます場合があります。この場合、当行はその旨を当行のホームページ上に表示いたします。なお、住宅金融支援機構借入につきましては前号の取引の実施日の15銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。

(3) 支払方法

- ① 期前完済所要額として、返済依頼受付時に当行より連絡する繰上返済金額、経過利息額、消費税込繰上返済手数料を、本項第1号の取引の実施日に、ローンの返済用預金口座より引き落としのうえ処理いたします。
- ② 残高不足等の理由により前記①の一つでも引き落としができないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

(4) 担保関係書類の返却

期前完済による担保関係書類の返却は、原則として本項第1号の取引の実施日における返済処理を当行が確認後、当行所定の方法にて行います。

5. 「インターネットバンキング」によるローン返済条件の変更の依頼

お客さまは当行でお借入れのローン（住宅金融支援機構借入は除く）が「原契約等」の規定で、ローン返済条件の変更が可能な場合、本サービスにより、その変更の依頼を行うことができます。

(1) 変更可能なローン返済条件

本サービスにより、お客さまが依頼できるローン返済条件の変更の内容は次のとおりとします。

- ① 最終返済期限の短縮
- ② ボーナス返済金額の変更
- ③ ボーナス返済月の変更
- ④ 約定返済日の変更
- ⑤ 返済用口座の変更
- ⑥ 返済方法（元金均等返済または元利均等返済）の変更
- ⑦ 女性向け特典の利用
- ⑧ その他のご相談（担保物件の変更、契約関係者の変更、ローン関連保険の変更、ローンサポートサービスの変更・解約、その他）

(2) 取引の実施日

依頼日の次回の毎月の返済日とします。

(3) 依頼の期限

本項第1号の①ないし⑥（⑥は元利均等返済から元金均等返済への変更に限ります。）は、前号の取引の実施日の4銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。本項第1号の⑥（元金均等返済から元利均等返済への変更に限ります。）は、前号の取引の実施日の16銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。本項第1号の⑦は、前号の取引の実施日の11銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。なお、本項第1号の⑧は、前号の取引の実施日をご依頼後に確定するため、依頼の期限に定めはありません。

(4) 支払方法

- ① 返済条件の変更に必要な費用として、本サービス受付時に当行より連絡する経過利息額と消費税込条件変更手数料を、本項第2号の取引の実施日に、ローンの返済用預金口座より引き落としのうえ処理いたします。
- ② 残高不足等の理由により前記①の一つでも引き落としができないときは、当該変更依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

(5) 留意事項

- ① 返済条件の変更の依頼を受け付けたあと、原契約等の規定や返済状況、その他のローンに関するお申込状況に基づき、保証会社保証付ローンの場合は当行及び保証会社による所定の審査を、保証会社保証が付いていないローンの場合は当行による所定の審査を行います。審査の結果によっては、返済条件の変更ができない場合があります。
- ② 本項第1号の変更内容により、手続きに必要な書類の提出や、当行所定の方法による取引変更契約の締結が必要となる場合があります。この場合、当行はその旨を本サービスの所定の画面に表示いたします。なお、当行指定の期日までに前記の書類の提出や取引変更契約の締結がされない場合は、変更依頼はキャンセルとなることとなりますのでご了承ください。

6. 「インターネットバンキング」によるローン証明書発行の依頼

お客さまは当行でお借入れのローン（住宅金融支援機構借入は除く）について、本サービスにより、証明書の発行依頼を行うことができます。

(1) 証明書の種類

- ① 残高証明書（借入残高のみ）※都度発行のみ受付可
- ② 支払利息証明書
- ③ 完済証明書

(2) 発行方法

証明書は書面により発行します。郵送によるお届けを推奨しておりますが、当行所定の店頭窓口でお渡しすることもできます。ただし、証明日または証明対象期間が未到来の場合は、郵送によるお届けとなります。

(3) 依頼の期限

郵送によるお届けの場合、依頼の期限に定めはありません。当行で証明書を発行後、お客さまのお届出住所に郵送します。当行所定の店頭窓口でお渡しする場合、ご来店希望日の4銀行窓口営業日前の当行所定の時限までとします。

(4) 支払方法

- ① 証明書の発行に必要な費用として、本サービス受付時に当行より連絡する消費税込証明書発行手数料を、原則、受付日当日または翌銀行窓口営業日に、ローンの返済用預金口座より引き落としのうえ処理いたします。
- ② 残高不足等の理由により前記①の引き落としができないときは、当該発行依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

7. 依頼内容の変更・取消

- (1) 本規定の第4条第3項により依頼内容が確定した後は、依頼内容を変更または取り消すことはできません。
- (2) ただし、当行がやむを得ないものと認めて依頼内容の取消を受け付ける場合には、取引の実施日の前銀行窓口営業日までにお取引店により当行所定の手続きで受け付けます。なお、依頼内容を取り消した後、改めて変更した内容で依頼する場合には、取引の実施日の3銀行窓口営業日前までに依頼内容の取り消しを受け付けるものとします。
- (3) 本サービスによる依頼後、依頼内容の確認のためにご登録電話番号あてに連絡する場合があります。連絡がつかず手続きが進められない場合、当該依頼はキャンセルとなることとなりますのでご了承ください。

第21条 インターネット金融商品仲介

1. 内容

- (1) 本サービスによりお客さまがご利用できるインターネット金融商品仲介取引（以下、「金融商品仲介」といいます）の内容は次のとおりとします。
 - ① 委託金融商品取引業者への証券口座開設のお申し込み
 - ② 委託金融商品取引業者の取扱商品情報その他証券投資情報の提供および委託金融商品取引業者との取引勧誘

- (2) お客さまが委託金融商品取引業者に証券口座を開設した後の株式売買等のお取引については、すべてお客さまと委託金融商品取引業者とのお取引となります。
- (3) 金融商品仲介の内容およびご利用時間は、当行および委託金融商品取引業者が定めるものとします。
- (4) 当行はお客さまに通知することなく、金融商品仲介の内容、ご利用時間を変更することがあります。

2. 証券口座の開設

- (1) 金融商品仲介における証券口座開設のお申し込みは、本規定および別途定める委託金融商品取引業者である三菱ＵＦＪｅスマート証券の約款・規定集（以下、「規定集」といいます）をお客さまが承認のうえ、当行が提供する三菱ＵＦＪダイレクト インターネットバンキング「三菱ＵＦＪｅスマート証券」メニューより行っていただくものとします。
- (2) 金融商品仲介における証券口座開設のお申し込みにあたっては、以下の条件を満たしていることとします。
 - ① 三菱ＵＦＪダイレクト インターネットバンキングがご利用いただけること
 - ② 成年であること
 - ③ 前記①②を充たす場合でも以下のお客さまはお申し込みいただけません。
 - (i) 海外にお住まいのお客さま
 - (ii) 委託金融商品取引業者に証券口座をお持ちのお客さま
 - (iii) Eメールアドレスを他のお客さまと共有されているお客さま
- (3) 前号を満たす場合でも、当行または委託金融商品取引業者の判断により、金融商品仲介をご利用できない場合があります。

3. 残高照会サービスの利用（スマートフォンアプリにて提供）

三菱ＵＦＪダイレクトにて、三菱ＵＦＪｅスマート証券の一部保有商品の残高確認が可能です。

残高について、残高照会サービスシステムの仕様上、三菱ＵＦＪｅスマート証券の表示とは異なる場合があります。（*）

実際のお取引においては、「三菱ＵＦＪｅスマート証券ホームページ」にてお取引内容をご確認ください。

なお残高照会サービスのご利用にあたっては、別途定めるご留意事項および各種規定に同意いただく必要があります。

（*） サービスの内容等詳細は、別途定める「三菱ＵＦＪダイレクトＡＰＩサービス（三菱ＵＦＪｅスマート証券連携）利用規定」をご確認ください。

4. 金融商品仲介の利用の制限

お客さまがご利用の機器または回線により、ご利用いただける金融商品仲介の内容が制限される場合があります。

なお、この制限により生じたお客さまの損害については、当行は一切の責任を負いません。

5. 利用の解除

当行は、次に挙げるいずれかに該当する場合には、金融商品仲介のご利用を解除させていただきます。

- (1) お客さまが当行の三菱ＵＦＪダイレクト インターネットバンキングのご利用中止を申し出た場合
- (2) 委託金融商品取引業者の事由により金融商品仲介を提供できなくなった場合
- (3) 当行の判断により、当行のすべてのお客さまに対して金融商品仲介の提供を中止した場合

6. 資格・責任

お客さまは、以下に定める事項を遵守するものとします。

- (1) お客さまは金融商品仲介に基づくお客さまの権利を他人に譲渡または転貸しないものとします。
- (2) お客さまは金融商品仲介の利用にあたり、当行の定める手順・セキュリティ手段等を遵守するものとします。
- (3) 当行および委託金融商品取引業者は、金融商品仲介および金融商品仲介による情報を使用した結果、お客さまに生じた直接的な損害および間接的な損害については、当行または委託金融商品取引業者に故意または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

7. 登録内容の変更の届出

- (1) お客さまは、本規定後記第33条に加え勤務先（所属部署、役職変更も含み、内部者取引対象となった場合、または内部者取引対象者でなくなった旨の連絡を含む）等に変更があった場合は、当行所定の方法により遅滞なく変更内容を届け出るものとします。
- (2) お客さまが前号の届け出を行わなかったことにより生じた損害については、当行および委託金融商品取引業者は一切責任を負いません。

8. 免責事項

当行または委託金融商品取引業者は、次に挙げる事項によって生じたお客さまの損害に対しては、その責任を負わないものとします。ただし、当行または委託金融商品取引業者の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) 通信機器、通信回線およびコンピューター等のシステム機器（お客さま、プロバイダー、通信事業者、当行、委託金融商品取引業者、証券取引所のそれぞれのハードウェア、ソフトウェアおよびそれぞれをつなぐ通信回線のすべてを含みます）の障害または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、金融商品仲介が提供できなくなった場合および金融商品仲介の伝達の遅延、不能、誤作動等が生じた場合
- (2) 金融商品仲介で提供する内容に誤謬、欠陥があった場合
- (3) 金融商品仲介で提供する情報内容で証券取引所等が公正な価格形成もしくは円滑な流通を阻害しているまたは阻害する恐れがあると判断し、証券取引所等の指導により当行または委託金融商品取引業者が提供する情報内容の全部もしくは一部の変更または中止を行った場合
- (4) 天災地変、政変、外貨事情の急変、国内外の証券取引所市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または有価証券の寄託の手続き等が遅延し、又は不能となった場合

第22条 キャッシュカードの暗証番号の再登録の申し込み

1. 内容

- (1) 本サービスにおける「インターネットバンキング」により、キャッシュカードの暗証番号の再登録のお申し込みができます。
- (2) お申し込みが可能なキャッシュカードは、「サービス指定口座」としてお届け出いただいた普通預金口座、貯蓄預金口座および当座預金口座に関する、「ご本人カード」および「代理人カード」に限ります。なお、これらのキャッシュカードであっても、口座のご利用内容等によっては、お申し込みいただけない場合があります。
- (3) お申し込みには、第2条第6項に規定するワンタイムパスワードが必要です。なお、当行が特に認めたお客さまに限っては、第2条第2項に規定する確認番号が必要です。
- (4) お申込手続きが完了した時点で、即時にキャッシュカードの暗証番号が再登録されます。

2. 留意事項

- (1) 「ご本人カード」「代理人カード」いずれの場合も、ご本人さま（口座名義人）ご自身がお申し込みを行ってください。
- (2) キャッシュカードの暗証番号は他人に推測されにくい数字をご指定ください。以下の数字は、特に他人に推測されやすいので、指定しないでください。
 - ① 使用者の生年月日の組み合わせ（誕生日の「年（和暦または西暦）」、「月」、「日」を組み込んだ数字）
 - ② 届出の電話番号（ご自宅、携帯電話番号等）
 - ③ 同一数字4桁（例）「0000」「1111」等
 - ④ 住所の地番
 - ⑤ 自動車のナンバー
- (3) 本サービスでは、お客さまの現状の暗証番号をご照会いただくことはできません。
- (4) 一旦お申込手続きが完了した場合、お取り消しはできません。お申込操作の完了時には、お申込内容を再度ご確認くださいませようお願いします。

第23条 スーパー普通預金への切替申し込み

1. 内容

本サービスにより提供できる「代表口座」としてお届けいただいている普通預金をスーパー普通預金に切り替える取引は、当行所定の取引とし、切替可能な口座は当行所定のものとします。

2. 取引の実施日

取引の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱い時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日報」とし、翌銀行窓口営業日に取引を行ないます。

第24条 資産管理レポート（メインバンク総合ステートメント）

1. 内容

- (1) 本サービスにおけるインターネットバンキングにより、残高状況や毎月の家計収支等をご確認いただける「資産管理レポート（メインバンク総合ステートメント）」の利用のお申し込みおよび停止ができます。
- (2) お申込後最初に到来する月末最終銀行窓口営業日基準で作成された情報を翌月中旬頃より確認できます。

第25条 メインバンク プラス ポイントサービス

1. 内容

- (1) 本サービスにおけるインターネットバンキングにより、メインバンク プラス ポイントサービスの利用のお申し込み、解除、および直近のポイント加算実績のご確認ができます。
- (2) ポイントサービスの適用対象者およびサービス内容は「メインバンク プラス ポイントサービス規定」にて定めるとおりとします。

第26条 Eメール通知

1. Eメール通知による取引の確認

- (1) 当行が指定した取引の依頼を受け付けた時、または受け付けた取引の処理を行えない時に、当行に届け出のEメールアドレスあてEメールで通知を行うことがあります。
- (2) 前号に関しては振込上限金額の変更など当行が指定した取引に限るものとし、当行の都合により適宜変更できます。
- (3) このEメール通知は、当行の判断により独自に行うものであり、本サービスの内容として当行が通知義務を負うものではありません。

2. Eメール通知サービス

- (1) Eメール通知サービスとは、前項に定めるものを除き、当行所定の方法によるお客さまの依頼にもとづいて、届出のEメールアドレス宛に、以下の①から③に該当する場合にその旨をEメールでお知らせするサービスを行います。
 - ① 代表口座・サービス指定口座から公共料金やクレジットカード等の口座振替を行った際に口座振替の引き落としができなかった時
 - ② 代表口座・サービス指定口座から公共料金やクレジットカード等の口座振替を行った際にカードローン口座（普通預金と同一口座番号のカードローン口座を除く）からの自動融資により口座振替の引き落としができた時
なお、この場合の自動融資は、代表口座・サービス指定口座の前日最終残高を基準とした自動融資を指します。
 - ③ お客さまが事前に登録された外国為替相場または投資信託の基準価額に当行所定の外国為替相場または投資信託の基準価額が到達した時

- (2) 前号①および②に関するEメール通知サービスは、口座振替処理の結果を補助的にお知らせするサービスであり、口座残高の管理は、本サービスのEメールの通知の有無にかかわらず、お客さまご自身で通帳記入、三菱UFJダイレクト各サービス等により確認していただくものとします。
- (3) 第1号③の場合、次の規定が適用されます。
- ① お客さまはいつでも、当行所定の方法により、登録された外国為替相場または投資信託の基準価額を変更、削除できるものとします。
 - ② お客さまによる外国為替相場または投資信託の基準価額の登録は、当行所定の外国為替相場または投資信託の基準価額が登録された外国為替相場または投資信託の基準価額に到達した時または登録されてから当行所定の期間が経過した時まで有効とします。
 - ③ 口座情報の管理や投資判断等は、お客さまの判断で実施してください。
 - ④ お客さまは、当行から通知する情報の内容を無断転送、流用することはできません。
 - ⑤ 本サービスご利用によりお客さまに生じたいかなる損害についても、当行は責任を負いません。
3. 通信環境等の理由によりEメールが届かなかった場合でも、Eメール再送の取り扱いはできません。
4. 当行システム処理上の都合によりEメール送信時刻が遅れる場合があります。
5. 当行が第1項および第2項のEメールを配信した場合は、そのメールを受信できないことによりお客さまに損害が発生した場合にも、当行に故意又は重大な過失のない限り当行は一切の責任を負わないものとします。

第27条 三菱UFJデビット

1. 内容

- (1) 本サービスにより、三菱UFJ-VISAデビット・三菱UFJ-JCBデビットの申し込みおよび当行所定のお手続きの依頼を行うことができます。
- (2) 決済口座は、当行所定の普通預金に限ります。

第28条 宝くじサービス

1. 内容

- (1) 本サービスにより「インターネットバンキング」を通じて数字選択式宝くじの購入ができます。
- (2) 本サービスでは、購入した宝くじの証票は発行せず、当行が電磁的記録により保護預かりします。
- (3) 当せん金は当行所定の日に指定口座に自動で振込みます。

2. 利用対象者

日本国内にお住まいの方で年齢20歳以上のお客さまがご利用いただけます。
ただし、海外からの購入はできません。

3. 取引の成立

当行所定のWebサイトの操作により宝くじの購入依頼を受付け、当該の購入代金を指定口座から引き落とした時点で取引が成立したものとします。受付けた購入依頼は取消し・変更はできません。

第29条 iDeCo（イデコ）

1. 内容

- (1) 本サービスによりお客さまがご利用になれる確定拠出年金法第2条第3項に定める個人型年金（以下、「iDeCo」といいます）の取引の内容は次のとおりとします。
 - ① iDeCoの加入および移換に関する当行所定の手続
 - ② iDeCoの加入および移換申出時の運用の指図

- (2) 本サービスにより加入手続を行った場合の加入者掛金の口座振替は、「代表口座」からの引落としに限るものとします。
- (3) 口座振替には預金口座振替規定第1項、第2項、第4項及び第5項が適用され、これらの規定中「収納企業」とあるのは「国民年金基金連合会」と読み替えることとします。

第30条 三菱UFJモルガン・スタンレー証券

1. 内容

- (1) 本サービスでは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券オンライントレードにログインすることができます。
- (2) 本サービスから三菱UFJモルガン・スタンレー証券オンライントレードへのログインには、APIを利用します。APIの利用については、別途定める「三菱UFJダイレクトAPIサービス利用規定」に基づくものとします。

2. 留意事項

本サービスにおける第2条第1項の番号等により、三菱UFJモルガン・スタンレー証券オンライントレードのログインが可能となり、三菱モルガン・スタンレー証券口座の情報を閲覧することが可能となります。

第31条 エアウォレット/COIN+

1. 内容

本サービスでは、本サービス利用端末と同一の端末でエアウォレット/COIN+をダウンロードしており、同アプリにおける初回ログインを既に行っている場合、同アプリに遷移することができます。

2. 留意事項

前項によって、エアウォレット/COIN+に遷移した場合は、追加の認証なく同アプリ内の情報の閲覧や同アプリを用いた決済、チャージ、送金、出金等を行うことが可能となります。

第32条 Money Canvas

1. 内容

本アプリでは、本アプリ利用端末と同一の端末でMoney Canvasをダウンロードしており、同アプリにおける初回ログインを既に行っている場合、同アプリに遷移することができます。

2. 留意事項

前項によって、Money Canvasに遷移した場合は、同アプリ内の情報の閲覧を行うことが可能となります。

第33条 届出事項の変更等

1. 届出事項の変更等

預金口座などについての印章、名称、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレスその他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定にしたがい直ちに当行に届け出てください。

なお、届出事項の中でサービス指定口座の住所、電話番号や、Eメールアドレスなど当行所定の事項については、各種預金規定およびその他の取引規定にかかわらず、当行所定の条件を満たしている場合は本サービスにより変更の届け出を行うことができます。なお、漢字住所をお届出いただいた場合でも、届出住所、郵送物等にカナ住所が表示される場合があります。

届け出を行わなかったために、当行からの送信、通知もしくは当行から送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとします。

2. 変更日

届け出の受理日は当行における手続完了日とします。手続完了までには相当の期間がかかります。依頼日より、手続完了までの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。

第34条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客さまは新たな申し込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

第35条 取引内容の確認等

1. 取引内容の照会

- (1) 本サービスにより行った取引について、お客さまは本サービスで提供される機能で一定期間のうちに確認するようにしてください。
- (2) また、通帳発行口座について本サービスにより資金移動取引を行った後は、すみやかに日本国内にある当行の本支店、現金自動預入・支払機等で預金通帳に記帳し、取引内容を確認してください。

2. 取引内容の通知

本サービスにより行った取引については、取引の明細を記載した受付書等の書面による交付は一部を除いて行いません。

3. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正當なものとして取り扱います。

第36条 カスタマイズ機能

1. 内容

- (1) カスタマイズ機能とは本アプリのホーム画面に表示するショートカットや連携サービスの内容を編集できる機能です。
- (2) カスタマイズが可能な内容や表示数は、当行所定のものとします。

2. 留意事項

- (1) カスタマイズ登録後、端末の設定その他のご利用環境の変更や本アプリのアップデート等により、登録したカスタマイズ情報が解除される場合があります。この場合、改めてカスタマイズ機能を設定する必要があります。
- (2) 当行は技術上の理由、もしくは当行の業務上の理由に基づき、お客さまに事前通知し、または緊急でやむを得ない場合は事前に通知せずに本機能の全部または一部を制限、停止もしくは廃止、内容変更またはバージョンアップすることができるものとします。
- (3) 1年以上にわたり本サービスのご利用がない場合は、当行はお客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、カスタマイズ機能を解除することができるものとします。その場合に生じた損害については当行は責任を負いません。

第37条 残高非表示機能

1. 内容

- (1) 残高非表示機能とは本アプリのホーム画面に表示する残高を非表示にすることができる機能です。
- (2) 口座やサービス連携の残高を個別に非表示設定することはできません。
- (3) 本残高非表示機能は、ホーム画面以外に表示される残高については対象ではありません。

2. 留意事項

- (1) 残高非表示機能は、端末の設定その他のご利用環境の変更や本アプリのアップデート等により、残高非表示が解除される場合があります。
- (2) 当行は技術上の理由、もしくは当行の業務上の理由に基づき、お客さまに事前通知し、または緊急でやむを得ない場合は事前に通知せずに本機能の全部または一部を制限、停止もしくは廃止、内容変更またはバージョンアップすることができるものとします。
- (3) 1年以上にわたり本サービスのご利用がない場合は、当行はお客さまの承諾及びお客さまへの通知なしに、残高非表示機能を解除することができるものとします。その場合に生じた損害については当行は責任を負いません。

第38条 三菱UFJダイレクトにおける各種手続き（スマートフォンアプリにて提供）

1. 本サービス上の機能によって、以下のお手続きができます。

- (1) 利用いただけなくなったキャッシュカードおよび三菱UFJデビット（単体型）の再発行
- (2) 通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行
- (3) 紛失・盗難にかかる通帳のEco通帳への切替え
- (4) 紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの発見届
- (5) 拾得された通帳・キャッシュカードの利用再開
- (6) 印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替え

2. 本機能の利用については、本規定のほか別途定める「三菱UFJダイレクトにおける各種お手続き利用規定」に基づくものとします。

第39条 キャンペーンエントリー・アンケート機能

1. 内容

キャンペーンエントリー・アンケート機能とは本サービス内でキャンペーンへのエントリーやアンケートに回答をすることができる機能です。

2. 留意事項

- (1) 掲載されているキャンペーンやアンケートには条件・留意事項がある場合があります。必ずキャンペーンページなどの詳細ページを ご確認の上、エントリー・回答をしてください。お客さまが本機能を利用しキャンペーンへのエントリーまたはアンケートへの回答を行った場合、各キャンペーン・アンケートの留意事項を了承しているものとします。
- (2) お客さまがキャンペーンやアンケートにエントリー・回答を行った際、届出Eメールアドレス宛にキャンペーンやアンケートに係るメールを送信する場合があります。
- (3) アンケートの回答は市場調査・分析に用い、金融商品・サービスの研究開発やマーケティングのために必要な範囲内で利用いたします。

第40条 海外からのご利用

1. 海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。
2. 各国の法令その他の変更により、本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当行からの通知により本サービスの一時利用中止、もしくは解約を行うことができます。

第41条 免責事項など

1. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - (3) 当行以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があったとき
2. お客さまは本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとします。
3. 本サービスに使用する機器および通信環境についてはお客さまの責任において確保してください。
万一、機器が正常に稼動しなかったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
4. 当行が書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合において、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第42条 番号等の盗用による振込等

1. 番号等の盗用により行われた不正な振込等（「税金・各種料金払込」、「ことら送金」を含みます）（以下、本条において「当該振込等」といいます）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに支払原資となった預金（以下、本条において「対象預金」といいます）の約定利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) 番号等の盗用または当該振込等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - (2) 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
 - (3) 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の当該振込等があったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
2. 前項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます）を第2条第8項にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ利用端末の安全対策や番号等の管理が十分に行われていない等、お客さまに過失（重過失を除きます）があると当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、本条第1項にかかる当行への通知が、番号等が盗用された日（番号等が盗用された日が明らかでないときは、番号等の盗用による不正な振込が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんしません。
 - (1) 当該振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - ① 当該振込等がお客さまの重大な過失により行われたこと
 - ② お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと
 - ③ お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - (2) 番号等の盗用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
5. 当行が対象預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、本条第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
6. 当行が本条第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する払戻請求権は消滅します。
7. 当行が本条第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該振込等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第43条 サービスの利用停止等

不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合や、当行が求めるご本人さま確認手続きに応じていただけない場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当行は責任を負いません。

第44条 解約等

1. 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。

2. お客さまによる解約

お客さまによる解約の場合は、当行所定の方法で必要な手続きをとるものとします。

3. 当行からの解約・取引の停止

お客さまについて、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、本サービスを解約又は一部もしくは全部の取引の提供を停止することができるものとします。

- (1) お客さまが本規定に違反するなど、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- (2) ご契約カードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合
- (3) 住所変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) 支払の停止、破産または民事再生の申立てがあったとき
- (6) 相続の開始があったとき
- (7) 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき
- (8) 当行に支払うべき手数料を3カ月以上延滞したとき
- (9) 当行がサービス継続上において支障があると判断したとき

4. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、この契約は解約されたものとします。

5. 解約時の「ご契約カード」の取り扱い

本条第2項から第4項の解約の場合、当行から特に返却の請求がない限り、「ご契約カード」はお客さまの責任で破棄してください。

第45条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨預金取引レート予約規定、外貨定期預金規定、外貨貯蓄預金規定、外貨貯蓄預金継続預入プラン規定、投資信託総合取引規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託継続購入プラン規定、マイカード・ローン規定、マイカード プラス・ローン規定、三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定、振込規定、外国送金取引規定、三菱UFJ-VISA会員規約、宝くじ取引規約等、関係する規定により取り扱います。

第46条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由がある場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第47条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

口座振替規定

1. 当行に請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払います。
この場合、預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出、または小切手の振出しなしで引落しを行います。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるとときは、お客さまに通知することなく、請求書を返却します。

3. 収納企業の都合でお客さま番号等が変更になったときは、変更後のお客さま番号等で引き続き取り扱うものとし
ます。
4. この契約を解除するときは、当行に対し書面により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり
収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出がない限り、当行はこの契約が終了したものとし
て取り扱います。
5. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切責任を負いません。

[東京都水道局に関する追加事項]

お客さまが受けるべき水道料金等の払い戻し金が水道局から送金された場合は、お客さまの口座に振り込みます。

以上

(2026年6月14日現在)